

「(仮称)千葉県ヤード設置適正化条例」検討会議設置要綱

(目的)

第1条 各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」は、地域の生活環境への悪影響が懸念されるばかりでなく、犯罪の温床ともなっている。

そこで、こうした不法ヤードを規制し、ヤードの適正な設置を図るための条例の制定に向けて、専門的な知識や経験を活かした意見等を聴くため、「(仮称)千葉県ヤード設置適正化条例」検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議の構成員は、次の事項について検討する。

- (1) 条例の適用範囲
- (2) 具体的な規制の内容
- (3) 土地所有者の責務
- (4) 条例に違反した場合の罰則
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。

- 2 座長は会議を統括する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

(会議の招集)

第5条 検討会議は、第2条の検討を行うため、必要に応じ、環境生活部廃棄物指導課長が招集する。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、環境生活部廃棄物指導課に置く。

(存続の期間)

第7条 検討会議の存続期間は、平成26年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が検討会議の構成員に諮って定める。

- 2 検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例で設置される附属機関には該当しない。

附 則

この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

別表

区 分	人数
行政法・政策法務の有識者	2名程度
弁護士	2名程度
関係団体の代表者	1名程度